

# 現職会員会費規程

(昭和51年10月27日互助会規程第12号)

最終変更 平成29年3月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会（以下「本会」という。）の定款第49条第4項及び第5項の規定に基づき、現職会員に係る会費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の納入の始期及び終期)

第2条 会費は、本会に加入した日から納入し、退会した日の属する月まで納入するものとする。

(会費の納入)

第3条 会費は、原則として、月単位に納入するものとする。

2 現職会員の給与支給機関の長（以下「給与支給機関」という。）は、現職会員の当該月分の会費を取りまとめ、当該月末までに、別に定める納付書により、理事長が指定する金融機関に払い込むものとする。ただし、第5条第2項に規定する者のうち、給与の全部を減額された者の当該月分の会費は、直接本人が納入するものとする。

(会費の算定方法)

第4条 月当たりの会費は、給料の月額（教職調整額を含む。）と扶養手当の月額の合計額（以下「基礎月収額」という。）に10/1000を乗じて得た額（1円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。ただし、昇給、昇格及び給与改定等により基礎月収額に変更がある場合の当該差額に係る会費は、新旧基礎月収額に係る会費をそれぞれ求めその差額の総額とする。

2 前項の規定する基礎月収額は、毎月初日（月の中途において本会に加入した者は、その加入の日。）現在の額によるものとする。

(会費の算定方法の特例)

第5条 月の中途において、本会に加入又は退会した者で、その基礎月収額が日割により支給されることとなる場合の、当該月分の会費の算定方法は、前条を準用する。この場合において、「基礎月収額」とあるのは「その日割による基礎月収額」と読み替えるものとする。

2 休職、停職、減給及び休業の承認を受けたことに伴い給与の全部又は一部を減額された者の会費は、当該休職、停職、減給及び休業の承認を受けなかったものとした場合の基礎月収額により算出するものとする。

3 昇給、昇格及び給与改定等の理由により、基礎月収額が変更されて、給与の差額が追給又は戻入となる場合の会費の額は、その処理が北海道の電子計算組織によるときは、新旧基礎月収額の差額の総額を基礎月収額として、前条の規定により算出して得た額とする。ただし、差額の総額が処理月の基礎月収額に加算される場合は、加算された額をもって基礎月収額とし、算出することができるものとする。

(会費納入の免除)

第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条に定める育児休業の承認を受けた者、又は、育児休業等に関する法律（平成3年法律第76号）に定める申出により育児休業をする者は、その休業となった日の属する月から、休業の終了した日の翌日の属する月の前月までの期間、会費の納入を免除する。

2 前条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、その給与の全部が減額になった月から給与が支給された日の属する月の前月までの期間、会費の納入を免除する。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定により心身の故障のため休職となり給与の全部が減額になった者

(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条に定める大学院修学休業の許可を受け給与の全部が減額になった者

(3) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年条例第3号）第16条に定める介護休暇の承認を受け給与の全部が減額になった者

(未納会費の処理)

第7条 第3条第2項による会費の納入後、新たに現職会員となった者又は正当な事由により、会費の納入ができなかった者の当該月分の会費は、翌月分の会費とあわせて納入するものとする。ただし、退会その他の事由により、その未納となった額を翌月に納入することができない場合は、その都度、本人又は給与支給機関がとりまとめ納入するものとする。

(過納会費の処理)

第8条 第3条第2項による会費の納入後、会費を超過して納入したときは、その超過した額を翌月分の会費に充てるものとする。ただし、退会その他の事由により、その過納となった額を翌月に充てることができない場合は、その都度、直接本人に還付するものとする。

2 前項に規定する過納会費の還付は、会費還付請求書により本人の指定する金融機関に払い込むものとする。ただし、道費負担の教職員である現職会員については、会費還付請求書を省略できるものとする。

(基礎月収額の報告)

第9条 給与支給機関は、新たに本会の現職会員となる者があったとき、又は現職会員の基礎月収額に変更が生

じたときは、北海道公立学校教職員互助会会費払込内訳書等により、当該月の15日までに理事長に報告するものとする。

- 2 道費負担の教職員である現職会員に係る前項に規定する報告は、毎月、「北海道教育庁給与支給事務処理要綱」（平成元年3月1日教育長決定）に基づき会費に関して電子計算組織より出力される帳票（フロッピーディスク）の基礎月収額をもって、これに替えるものとする。

（会費台帳の作成、保管）

**第10条** 理事長は、現職会員の会費の納入状況を明らかにした会費台帳を作成して保管しなければならない。

- 2 前項に規定する会費台帳は、本会の所有する電子計算組織により作成した会費累積マスタ及び定期的に出力する会費累積一覧表（コンパクトディスク）をもって、これに替えるものとする。

（補則）

**第11条** この規程に定めるもののほか、現職会員に係る会費の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（抄）

- 1 この規程は、昭和51年10月27日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則（平成29年3月22日）

この規程の一部変更は、平成29年4月1日から施行する。